

## 当分野における個別ロゴマークの考え方

### 1. ロゴマーク検討の枠組み

平成 23 年度環境技術実施要領に、ロゴマークに関して以下の規定がある。平成 22 年度より、全分野共通のロゴマーク（共通ロゴマーク）に、対象技術ごとの固有の情報を追加的に記載したロゴマーク（「個別ロゴマーク」）が交付されることとなった。

「平成 23 年度 環境技術実証事業 実施要領」より

#### 第 1 部 国負担体制による実施要領

##### 第 10 章 ロゴマークの使用

###### 1. 目的

本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることを目的として、別紙 2 に示すロゴマークを「環境省環境技術実証事業ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）として定める。

###### 2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙 2 に示すとおり、全技術共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの（以下「個別ロゴマーク」という。）からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別WGで検討の上、環境省が決定する。

###### 3. ロゴマークの使用

- (1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。
- (2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。  
このための使用に当たっては、環境省、実証運営機関及び実証機関（以下、「実証事業関係諸機関」）への届出や承認等は特に必要としない。
  - ① 本実証事業を新聞・雑誌・学术论文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること
  - ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること
  - ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること
  - ④ 実証技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること
- (3) 上記（2）以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省

に協議することとする。

#### 4. 表示方法

##### (1) ロゴマークの表示方法

- ① 共通ロゴマークの配色は別紙3に示すものとし、その他の配色を使用することはできない。
- ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
- ③ ロゴマークに対して、環境省の許可無く切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。
- ④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) へのホットリンクとする。

##### (2) ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。  
\* 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。

#### 5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

#### 6. 経過措置

本章の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。

## (別紙 2) 環境省環境技術実証事業ロゴマーク

### ①共通ロゴマーク



- ・ 「第三者実証」表示
  - ・ 実証番号
  - ・ 実証試験結果等
  - ・ 任意実証等の特記事項
- 等の表示の有無を各分野で決定



本実証は第三者による信頼の検証結果を公表しています。  
http://www.env.go.jp/policy/etv/



本技術実証事業による信頼の検証結果を公表しています。  
http://www.env.go.jp/policy/etv/  
No. 00-0000



http://www.env.go.jp/policy/etv/  
No. 00-0000

②個別ロゴマークのイメージ：記載事項は各分野で決定する。

## 2. 個別ロゴマークの記載事項

### (1) 個別ロゴマークの記載事項候補

他分野の個別ロゴマークの検討経緯等を参考に、当分野における個別ロゴマークの記載事項として検討すべき要素として以下が挙げられる。

ロゴマーク カテゴリー	記載事項
共通ロゴマーク (必ず記載)	①「ETV」ロゴ ②「環境省」の文字 ③「環境技術実証事業」の文字 ④ 事業 URL
照明用エネルギー 低減技術（反射版・ 拡散板等）における 個別ロゴマーク (記載事項検討)	①第三者実証であること ②実証番号 ③実証単位 ④実証機関名 ⑤実証年度 ⑥実証対象の製品名 ⑦実証形態（「反射版」、「拡散板」等） ⑧実証施設の名称 ⑨実証結果 ⑩その他

### (2) 個別ロゴマーク記載事項の検討におけるポイント

#### 【ロゴマークの評価軸】

##### ○ロゴマークの簡潔性

ロゴマークによる訴求対象は、一般ユーザであることが想定される。一方、当分野に関し一定の専門的知見を有するユーザは、環境技術実証事業ウェブサイトから試験結果報告書を見る可能性が高いと考えられる。これらより、個別ロゴマークの記載内容は、技術的な詳細内容よりも、一般ユーザでも理解しやすい簡潔さが優先されるべきと考えられる。

共通ロゴマークに URL が含まれ、実証試験結果報告書を容易に確認できることから、実証番号以上の情報を記載することとロゴマークの簡潔性のどちらを優先すべきか、慎重に検討する必要がある。

### ○ロゴマークによる当該技術分野の訴求

「当該技術分野を認知していないユーザに分野の重要性をアピールしたい」等、分野全体のアピールにつなげたいとの意見も存在する。また、ロゴマークによって、訴求対象に対して当技術の「環境性」「品質・安全性」「信頼性」等の性能を訴えたいとの意見もある。

### ○ロゴマークにおける情報の正確性

実証結果や実証内容に関して、ユーザが誤解することのないよう、ロゴマークの記載内容に留意する必要があるとの意見が多く見られた。例えば、ロゴマークに記載された情報だけを見て、環境技術実証事業ウェブサイトを確認しない場合に誤解を招くおそれのあるような記載は避けるべきであると言える。

## 【その他の留意点】

### ○実証試験結果報告書、環境技術実証事業ウェブサイトとの役割のすみ分け

環境技術実証事業ウェブサイトには、実証試験結果報告書が公開され、ユーザがこれらの具体的な実証試験結果を閲覧することが製品の差別化につながる。ロゴマークの訴求力は、ユーザをこれらの情報へ如何に導くか、という観点でも検討すべきである。

また、実証試験結果報告書にたどり着くために必要な情報と、実証試験結果報告書の概要版のトップページを閲覧することにより容易に確認できる情報（実証年度・実証機関・実証単位・実証申請者・実証対象技術）を認識した上で記載内容を検討すべきである。

### ○ロゴマーク内に必ずしも記載する必要のない事項

(1)において挙げられた記載事項候補のうち、「実証対象の製品名」、「実証形態（「反射版」、「拡散板」等）」、「実証施設の名称」に関しては、ロゴマークの使用者がロゴマーク外に記載する方が分かりやすい面もあり、ロゴマーク内で示す必要性は低いと考えられる。なお、ロゴマークの使用者の判断で追記した情報とロゴマーク内の情報とを区別出来るよう、ロゴマーク自体を枠で囲むなどの対応も検討する必要がある。

### (3) 記載事項の特徴の整理

(2) のポイントを踏まえると、ロゴマークの訴求力及びロゴマークにおける情報の正確性の2つの軸によって記載事項を評価し、優先順位を検討することが適切と言える。記載事項の特徴を下表に示す。

表 記載事項の特徴の整理

	訴求力の観点		情報の正確性の観点	
第三者実証であること	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容を正確に伝えることで、ロゴマークの訴求力を向上できる。</li> <li>・ロゴマークの認知度向上につながる。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認証制度」と混同するリスクを低減できる。</li> </ul>
実証番号	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証結果等の詳細情報が存在することを認識でき、ロゴマークの信頼性が高まる。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証結果へのアクセシビリティを高めるため、情報の正確性に対する間接的な効果が期待できる。</li> </ul>
実証単位	×	(特になし)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証された技術の範囲を正確に伝えることができる。</li> </ul>
実証機関名	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者実証であることが強調される。</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証機関がどこかを示すことはできるが、そのメリットは限定的。</li> </ul>
実証年度	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証が新しいものであることを示せる。</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証年度を示すことはできるが、そのメリットは限定的。</li> </ul>

○：効果が大きい      △：一定の効果はある      ×：効果はない

### 3. 他分野における個別ロゴマークへの結果記載検討に関する意見例

実証結果の個別ロゴマークへの記載については、これまで実施されている他分野において、重要な論点となるケースが多いため、参考として他分野における関連意見を以下に整理した。

#### a. 個別ロゴマーク内に結果を表示すべきでないとの意見

- ・結果を一言で表現するのは問題がある。
- ・数値が一人歩きする危険がある。
- ・結果だけを一言で示すことが問題だ。これがクリアされるのであれば、結果を載せることも可能と考える。
- ・実証という、結果の良し悪しを決めるものではない制度の中で、一人歩きしかねない形で結果を示すことは問題ではないか。

#### b. 個別ロゴマーク内外に結果表示すべきとの意見

- ・実証結果一式を公開するという制度にも係わらず、個別ロゴマークにおいて実証結果を載せないことに違和感を覚える。
- ・個別ロゴマークの範囲外に結果を載せてはいけないという規定はできないと考える。

#### c. ロゴマークの意味を明確に示す必要があるとの意見

- ・特定の一つの製品のみを対象とした実証であるため、パンフレット等に結果を記載する場合は、かなり厳密な断り書きが必要。
- ・個別ロゴマークの記載内容や使用機会を限定しすぎると、実証申請するメリットがなくなる。実証製品以外にも共通する技術を持っていることは伝わる余地は残したい。
- ・実証事業やそのロゴマークの意味を具体的に示す必要がある。一般に ETV マークの認知度が高いとは言えないため、事業の主旨を示すのは重要である。

#### d. その他の意見

- ・第三者実証であること、URL、実証番号の3つが記載されれば十分である。
- ・URL が表示されていれば、実証結果は確認されるであろう。

#### 4. 個別ロゴマーク案

個別ロゴマーク候補（案）を以下に示す。



【参考】他分野の個別ロゴマーク

●自然地域トイレし尿処理技術分野



●小規模事業場向け有機性排水処理技術分野



●閉鎖性海域における水環境改善技術分野



●湖沼等水質浄化技術分野



- ヒートアイランド対策技術分野  
(建築物外皮による空調負荷低減等技術)



- ヒートアイランド対策技術分野  
(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ  
空調システム)



- VOC 簡易測定技術分野

